一　登録番号　関東地方整備局長　11
二　登録建築物調査機関の名称　一般財団法人さいたま住宅検査センター
三　住所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号
四　変更する年月日　平成二十三年十月二十日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　一般財団法人さいたま住宅検査センター本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号
さいたま中央事務所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号
武蔵浦和事務所　埼玉県さいたま市南区沼影二丁目4番7号
大宮事務所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目121番地1
川越事務所　埼玉県川越市並木488番地1
所沢事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目33番地1
越谷事務所　埼玉県越谷市南越谷二丁目13番29号
春日部事務所　埼玉県春日部市中央六丁目1番地7
熊谷事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目13番1号
東京事務所　東京都武蔵野市中町一丁目11番4号

○近畿地方整備局告示第二百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百七十八号　京都市西京区大枝沓掛町七番六六から同市西京区大枝沓掛町一五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分の供用開始の期日　平成二十三年十月三十一日）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○四国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香美市土佐山田町繁藤字田ノ上四一九番四地内	前	一八・六三～三三・八〇メートル	〇〇・〇二一キロメートル
	後	一八・六三～三三・九〇	〇〇・〇二一二

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三豊市豊中町笠田笠岡字五右衛門一八九八番一から同市豊中町上高野字徳満一九六〇番一まで	前	一一・六二～三〇・九七メートル	〇〇・七四四キロメートル
	後	一五・八〇～四六・九五	〇〇・七四四
三豊市豊中町本山甲字樋之尻一八九五番から同市豊中町本山甲字屋敷内一一七八番一まで	前	一〇・八七～二九・八六	〇〇・〇四〇
	後	一二・四五～四一・八六	〇〇・〇四〇

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県長岡郡大豊町馬瀬字大木戸四六九番ロ地先から同町馬瀬字仁井江四一六番一地先まで	前	二一・六七～二九・九四メートル	〇〇・〇三七キロメートル
	後	二二・一四～三一・七七	〇〇・〇三七

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三十二号　高知県長岡郡大豊町馬瀬字大木戸四六九番ロ地先から同町馬瀬字仁井江四一六番一地先まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所
百九十六号　松山市浅海本谷甲一五番一地先から今治市菊間町田之尻一番地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　百九十六号　松山市浅海本谷甲十五番一地先から今治市菊間町田之尻一番地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　海岸管理者　愛媛県知事　中村　時広
住所　愛媛県松山市一番町四丁目四番地二
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
(一)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕
(二)　原則として(一)に係る部分の災害復旧
四　管理の期間　平成二十三年十月三十一日から当該施設の存続する日まで